

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等における 税制面での対応

皆川 純子

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 確定申告期限の延長
3. 緊急経済対策における国税に係る主な措置
4. 国会における論議
5. 今後の課題
6. おわりに

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、我が国の社会経済活動に甚大な影響を与え、人々の生活様式にも大きな変化をもたらした。感染拡大を防止するとともに、経済活動の急速な縮小により厳しい状況に置かれた事業者等を救済するため、税制面での対応も求められる中、これまで、確定申告期限の延長や、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）を受けた「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号。以下「国税臨時特例法」という。）の立法措置等、緊急に必要な措置がなされてきた。

本稿は、緊急経済対策等における税制面での対応及びこれに関連する国会における論議を振り返った上で、今後の課題について整理しようとするものである。

2. 確定申告期限の延長

令和2年2月25日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定した。同方針は、新型コロナウイルス感染症への現在の対策及び今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を整理したものであり、各府省は同方針に基づき、所管の事項について関係者等に所要の通知を発出するなどしている。

同方針を踏まえ、国税庁は、同月27日、確定申告会場における混雑の緩和を図ることに

より感染拡大を防止する観点から、令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限¹について、令和2年4月16日まで延長する旨を発表した後、告示²を発出した。申告・納付期限について、これまで個別の申請による延長や、災害等により地域を限定した延長が行われた例はあるが、全国一律の延長は今回が初めてである³。

また、国税庁は、4月6日、確定申告会場の混雑緩和を更に徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内の申告が困難な者については、同月17日以降でも確定申告書を受け付け、申請に応じて申告期限延長の取扱いをする旨を明らかにした⁴。

なお、法人についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、申請に応じて申告期限延長が認められる。法人税は確定した決算に基づいて申告を行うものとされているため、定時株主総会の開催延期により申告期限までに決算が確定しないという理由があれば、申告期限延長が認められる。このため、法人によっては、新型コロナウイルス感染症の影響により定時株主総会の開催時期を例年より遅らせる対応をとっている⁵。一方、消費税については、法人税とは異なり確定した決算に基づいて申告を行うものではないため、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由だけでは、申告期限を延長することはできないとされる⁶。

3. 緊急経済対策における国税に係る主な措置

政府は、令和2年4月7日に7都府県を対象にした、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を発出するとともに、緊急経済対策及び令和2年度第1次補正予算を閣議決定した。さらに政府は、同月16日に緊急事態宣言の対象を全国に拡大し⁷、同月20日には緊急経済対策及び令和2年度第1次補正予算の変更を閣議決定した。

緊急経済対策の中で、税制については、「感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる」とされた。これを受けて、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案」（第201回国会閣法第54号）が、同月27日に国会に提出され、同月30日に成立した。以下では、緊急経済対策における国税に係る主な措置について

¹ 延長前の申告・納付期限は、申告所得税及び贈与税については令和2年3月16日、個人事業者の消費税については同月31日とされていた。

² 「国税通則法施行令第3条第2項の規定に基づき国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件」（令2.3.6 国税庁告示第1号）

³ 第201回国会参議院財政金融委員会会議録第5号25頁（令2.3.19）

⁴ 国税庁「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令2.4.6）〈https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf〉。以下、本稿におけるURLの最終アクセス日は令和2年8月25日。

⁵ 法務省「定時株主総会の開催について」（令2.2.28（令2.5.15更新））〈http://www.moj.go.jp/MINJI/minji_07_00021.html〉によれば、新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとされている。

⁶ 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」1、問7〈<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/01.htm>〉

⁷ その後、政府は、緊急事態宣言の期間延長、段階的な解除を経て、令和2年5月25日をもって緊急事態宣言の全国解除を決定している。

紹介する。

(1) 納税の猶予制度の特例

納税の猶予制度とは、期限内の納税が難しい場合に、申請により税務署長の承認を受けて、期限後に納税ができるようになる制度である⁸。納税の猶予を受けるには、通常は担保の提供が必要であるほか、1.6%の延滞税⁹が発生する。延滞税が全額免除となる場合もあるが、財産の損失が生じた場合等に限定されている(国税通則法(昭和37年法律第66号)第63条第1項)。

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、国税臨時特例法の成立前から、通常の納税の猶予制度の下で、納税者からの資料提出が困難な場合には聞き取りにより審査を行う、担保提供が明らかに可能な場合を除いて担保は不要にする¹⁰などの柔軟な対応を行っていた。しかし、収入が大幅に減少している事業者にとっては、延滞税が大きな懸念となっていた。延滞税が全額免除となるのは、例えば消毒作業によって食材を廃棄したなど財産の損失が生じた場合に限られ¹¹、感染拡大防止のために営業等を自粛した場合など必ずしも財産に損失が生じていない場合には全額免除とはならないためである。

図表1 納税猶予の特例と一般の納税猶予の要件等

一般(財産の損失が生じていない場合(注))	特例
<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。 ○一時の納税ができないと認められる場合に適用。 <ul style="list-style-type: none"> ・向こう1か月の事業資金を考慮。 ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可(柔軟な運用)。 ○原則として、担保の提供が必要。 ○延滞税は軽減(年1.6%)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年2月1日以後における一定の期間(1か月以上)において、収入に相当の減少※があった場合について1年間納税を猶予。 <ul style="list-style-type: none"> ※前年同期比概ね20%以上の減 ○一時の納税が困難と認められる場合に適用。 <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・左記柔軟な運用を継続。 ○担保は不要。 ○延滞税は免除。

(注)新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞税は免除。

(出所) 財務省資料より作成

そこで、国税臨時特例法では、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、収入に前年同期比

⁸ 国税庁「国税の納税の猶予制度FAQ」(令2.4.30(令2.7.1更新)) <<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>> 1頁

⁹ 延滞税は、納税者が納付すべき国税を法定納期限までに納付しない場合に、遅延利息に相当するものとして課される(国税通則法(昭和37年法律第66号)第60条第1項)。令和2年分における延滞税は8.9%である(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第94条第1項)が、納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し軽減され、1.6%(同法第94条第2項)となっている。

¹⁰ 第201回国会衆議院財務金融委員会議録第10号10頁(令2.3.24)

¹¹ 第201回国会衆議院財務金融委員会議録第13号10頁(令2.4.28)

概ね 20%以上の減少があった場合など、一定の要件（図表 1）を満たす場合には、財産に損失が生じていない場合でも、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税について、無担保かつ延滞税なしで 1 年間納税の猶予を受けられる特例（以下「特例猶予」という。）が創設された¹²。特例猶予では、印紙で納付する印紙税等を除き、基本的に全ての税目が対象となる。

（2）欠損金の繰戻しによる還付の特例

欠損金の繰戻しによる還付とは、青色申告法人について、その確定申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合に、その事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度である（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 80 条第 1 項、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 66 条の 12 等）。前年度に黒字であった法人が、経営悪化等で当年度に赤字となった場合に、本制度の利用により法人税の還付を受けることで、キャッシュフローを向上させる効果があると考えられる。

欠損金の繰戻しによる還付は、資本金 1 億円以下の法人にのみ認められているところ、国税臨時特例法では、令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額につき、適用対象法人の範囲を拡大し、資本金 1 億円超 10 億円以下のいわゆる中堅企業¹³にも適用できることとした。

なお、現行制度において、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税還付の制度¹⁴がある。青色申告法人であれば、繰戻しの期間を 2 期まで遡ることができるほか、白色申告法人など欠損金の繰戻しによる還付の適用対象とならない法人も対象となる。今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、飲食業者の食材の廃棄損や感染者の発覚により廃棄処分した器具備品等の除却損などの損失が発生した際に、繰戻し還付を受けられる場合がある¹⁵。

（3）給付金の非課税

緊急経済対策により新たに給付することとされた、特別定額給付金（一人当たり 10 万円を給付）及び子育て世帯への臨時特別給付金（児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、対象児童一人当たり 1 万円を給付）については、家計への支援のための給付金という性格を有していることや児童手当が非課税とされていることを踏まえ¹⁶、いずれも所得

¹² なお、政府は、国税のほか、地方税及び社会保険料についても同様の猶予を行っている。安倍総理は、「本邦初となる総額 26 兆円の税、社会保険料の大胆な猶予制度」と述べている（第 201 回国会衆議院本会議録第 18 号 11 頁（令 2. 4. 14））。

¹³ 大規模法人（資本金の額が 10 億円を超える法人等）の 100%子会社等を除く。

¹⁴ 災害のあった日から 1 年以内に終了する事業年度等において、災害損失欠損金額が生じた場合に、当該事業年度開始の日から 1 年（青色申告の場合は 2 年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を受けることができる（法人税法第 80 条第 5 項）。

¹⁵ 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」 5、問 2 <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm>>

¹⁶ 財務省「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（緊急経済対策関係）」『令和 2 年度税制改正の解説（暫定版）』 <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/explanation/pdf/p794-829.pdf>800 頁

税を課さないこととされた¹⁷。

（４）文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の特例

寄附金控除は、国や地方公共団体、特定公益増進法人（学校法人等）などに対して特定寄附金¹⁸を支出した場合に所得控除を受けることができる制度である（所得税法（昭和40年法律第33号）第78条等）。また、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、税額控除も選択できる（租税特別措置法第41条の18、第41条の18の2、第41条の18の3）。

国税臨時特例法では、政府の自粛要請を受けて中止等された一定の文化芸術・スポーツイベント¹⁹について、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合に、その放棄した金額（上限20万円）につき、寄附金控除（所得控除又は税額控除）を受けられる特例が創設された。通常の寄附金控除は公益的事業への個人の寄附を奨励することを目的としている²⁰ところ、本特例は、公益的事業への寄附に限定していない点で異なっている。

（５）テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークの活用が進み始めている。テレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現など、働き方改革に資するだけでなく、緊急事態時の事業継続にも有効な手段であることが改めて認識された。

緊急経済対策においては、中小企業等がテレワーク等のために行う設備投資²¹について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えることとされた。具体的には、以下の設備（図表2）について、主務大臣（事業所管大臣）の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等した場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除を受けることができる²²。

なお、テレワーク設備導入に係る税制面での支援については、現行の制度として、少額減価償却資産の特例もある。中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能である²³。

¹⁷ なお、特別定額給付金について、仮に所得税を課さないとする立法措置をせずに、所得税の課税対象とすると、一時所得に該当する（第201回国会衆議院財務金融委員会議録第13号6頁（令2.4.28））。一時所得は50万円の特別控除があることから、特別定額給付金と他の一時所得（生命保険契約の満期返戻金等）の金額との合計額が50万円を超えた場合に課税対象になる。したがって、特別定額給付金以外の一時所得の状況といった個人の事情により、課税か非課税かの取扱いが異なることとなる。

¹⁸ ①国又は地方公共団体に対する寄附金、②指定寄附金、③特定公益増進法人に対する寄附金、④認定NPO法人等に対する寄附金、⑤政治活動に関する寄附金等を指す。

¹⁹ 対象となるイベントは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに国内で開催予定であったイベントのうち、不特定かつ多数の者を対象とし、現に中止等されたもの。主催者の申請に基づき、文部科学大臣が指定する。

²⁰ 金子宏『租税法（第23版）』（弘文堂、平成31年）214頁

²¹ 具体的には、顧客と対面しないで商談できるように設備を導入すること、在宅にて在庫管理が行えるように設備を導入することなどが想定される（川越太介「テレワーク等導入のための税制上の措置」『税務弘報』（2020.8）71頁）。

²² なお、本措置は省令改正によって対応されている。

²³ 経済産業省・中小企業庁「ミラサポ plus（テレワーク設備導入にかかる税制面での支援）」〈<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/173>〉

図表2 中小企業経営強化税制の拡充

【改正後】 テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型を追加

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型（デジタル化設備）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

(出所) 財務省資料より作成

(6) その他

住宅ローン控除の適用要件の弾力化、消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例、特別貸付け²⁴に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置が講じられている。

4. 国会における論議

新型コロナウイルス感染症に関連した税制をめぐる第201回国会での論議は、経済的に苦しい状況に陥った納税者の救済策等を中心に行われた。以下では、猶予後の対応について課題が残る納税の猶予制度の在り方、国民の関心を集めている給付金の税制上の取扱いについての論議を紹介する。

(1) 納税の猶予制度の在り方

国税臨時特例法では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった場合に、無担保かつ延滞税なしで納税の猶予を受けられる特例が創設され、その猶予期間は最長で1年とされている。しかし、納税者の経済状況が必ずしも十分に回復していない中で、特例猶予の期間が経過した後、猶予分と当年分とを合わせた2年分の納税を求められることも想定される。このため、納税の猶予と併せて税の減免を行うなど、事業者の税負担に配慮することについて質疑が行われた。

財務省は、法人税は所得が発生しなければ課税が生じない上、赤字であれば、欠損金の繰戻し還付制度が利用できる場合があるなど基本的な見解を示した。そして、特例猶予を利用した後の納税の際にも資金繰りが苦しい場合には、通常の猶予制度の活用や分割納付が考えられるとした²⁵。しかし、特例猶予の利用後に通常の納税の猶予制度を利用することができるとしても、特例猶予では免除されていた延滞税が発生する可能性や担保の提供が求められることとなった場合の影響が懸念される。

また、納税の猶予と併せて税の減免を行うことについて、政府からは法人税や消費税の

²⁴ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付け。

²⁵ 第201回国会衆議院財務金融委員会議録第11号14頁(令2.4.10)

減免には否定的な姿勢が示された。麻生財務大臣は、法人税を特例猶予後に減免することについて、特例猶予を利用せず期限内に法人税を納付した法人との公平性や、黒字の法人にのみ減免の効果が及ぶことを理由に慎重に対応すべきである旨答弁している²⁶。また、財務省は、消費税を特例猶予後に減免することについて、納税義務者である事業者にとって、消費税は消費者からの預り金的性格を有することを踏まえ、その必要性や妥当性について、既に納税を行った者との公平性の観点から慎重に考えるべきである旨説明している²⁷。

特例猶予後の対応については、国税臨時特例法の法案審査で付された衆参の附帯決議²⁸において、新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、特例猶予の延長の要否について検討を行うこととされており、引き続き事業者の収入状況等を勘案しつつ、税の減免を含め必要な対応を検討することが求められる。

(2) 給付金の税制上の取扱い

ア 課税・非課税の取扱い

新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえて、国や地方公共団体から様々な給付金が個人や事業者を支給されることとなったが、給付金ごとに課税か非課税かの取扱いが異なっている(図表3)。国から支給される持続化給付金や東京都の感染拡大防止協力金のような地方公共団体から支給される休業協力金は課税対象とされるが、厳しい状況にある事業者を支援する観点から、非課税とすべきではないかとの質疑があった²⁹。

財務省は、持続化給付金や地方公共団体からの休業協力金が課税対象となる理由について、事業に関して支給されるものであれば、税務上、事業者の収入になるとしている。また、これらの給付金を受けずに決算で黒字を生むことができた事業者の納税負担との公平性や、税務上、収入を収入として計上しない一方で必要経費として計上できることにすると事業所得が過大に減少することを挙げている³⁰。

また、地方公共団体からの休業協力金について、所得税法上非課税とされる「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」³¹として取り扱うべきではないかとの指摘もあった。国税庁は従来、非課税となる見舞金を社会通念上それにふさわしい金額のものに限定し、収入金額に代わる性質を持つものや役務の対価となる性質を持つものは、非課税所得から除く取扱いをしているが³²、遠山財務副大臣は、事業について支給される休業協力金は、課税対象となるとした上で、家計に生じた追加的な支出

²⁶ 第201回国会参議院財政金融委員会会議録第10号2頁(令2.4.30)

²⁷ 前掲脚注25

²⁸ 参議院財政金融委員会「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議」(令2.4.30)、衆議院財務金融委員会「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議」(令2.4.29)

²⁹ 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」(令2.4.23)においても、各都道府県による休業協力金等について、現下の危機的状況に鑑み、特例的に非課税扱いとすることが要望されていた。

³⁰ 第201回国会衆議院財務金融委員会会議録第13号7頁(令2.4.28)

³¹ 所得税法第9条第1項第17号、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第30条第3号

³² 国税庁「タックスアンサー(No.1700 加害者から治療費、慰謝料及び損害賠償金などを受け取ったとき)」
<<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/1700.htm>>

や心身の損害に対する賠償金ないしは相当の見舞金としての性質を持つものは非課税になるとし、協力金の性質によっては議論の余地がある旨答弁した³³。

今後も新たに国や地方公共団体からの給付金が創設されることも考えられるところ、その課税か非課税かの取扱いについて、国民の混乱を招かないよう、十分な説明と周知を徹底することが求められる。

図表3 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される
主な給付金等の所得税の課税関係（例示）

非課税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法） ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法） <p>【国税臨時特例法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生支援緊急給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（事業所得者、給与所得者、雑所得者向け） ・ 家賃支援給付金 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金

（出所）国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」より作成

イ 持続化給付金の申請における所得区分

令和2年度第1次補正予算による持続化給付金制度の創設当初、その給付の可否を事業収入の減少によって判断することとされていたため、給与所得や雑所得等の事業所得以外の所得区分で確定申告を行った場合に給付対象となっていないことが議論となった。

この点、梶山経済産業大臣は、事業を営んでいるかどうか給付対象を判断するための重要な要素であり、迅速かつ大量の給付を実現する観点から、事業からの収入であることが明らかな確定申告書上の事業収入をもって前年の売上げを把握し、給付金を算定することとした旨答弁していた³⁴。その後、政府内での検討がなされた結果、令和2年度第2次補正予算によって持続化給付金の給付対象が拡大され、事業活動からの収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告をしているフリーランスも対象とされることとなった。

今回の持続化給付金の申請における所得区分をめぐる議論によって、フリーランスが様々な所得区分で確定申告を行っていることが浮き彫りとなった³⁵。今後、フリーランス

³³ 第201回国会参議院総務委員会会議録第13号9頁（令2.4.30）

³⁴ 第201回国会衆議院予算委員会会議録第22号12頁（令2.5.11）

³⁵ 所得分類の在り方について、政府税制調査会は、働き方が一層多様化すると見込まれること等を踏まえて、

の働き方の実態に即した所得区分の在り方についても、検討が求められる。

5. 今後の課題

(1) 税収の動向及び新型コロナウイルス感染症対策の財源

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、税収の動向にも影響をもたらしている。令和2年度一般会計税収は、当初予算で過去最高額の63.5兆円が見込まれているが、特例猶予の適用³⁶もあり、当初予算の見積りより落ち込む可能性が非常に高い³⁷。

新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たない中で、税収の動向が、我が国財政において大きな懸念材料となっている。政府は、2025年度（令和7年度）の国・地方の基礎的財政収支（PB）黒字化、債務残高対GDP比の安定的な引下げの財政健全化目標を掲げている³⁸が、令和2年7月31日に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」（以下「内閣府試算」という。）では、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が歳入の鈍化をもたらすため、成長実現ケース³⁹でもPB黒字化の時期は2029年度（令和11年度）となり、令和2年1月の同試算より2年後退すると見込んでいる。

内閣府試算では、令和2年度一般会計税収を56.1兆円と想定している。しかし、令和2年度一般会計税収の見通しについては前述のとおり厳しい見方もある。さらに、令和3年度以降の一般会計税収は、順調に回復し、令和5年度には成長実現ケースで63.2兆円と、過去最高であった平成30年度一般会計税収（60.4兆円）を超える水準となるとしている。このような試算となるのは、令和2年度に落ち込んだ経済が令和3年度にはV字回復し、その後も成長実現ケースで実質成長率2%程度、名目成長率3%程度を上回る経済成長が見込まれているためであるが、経済成長の実現のためには、更なる歳出改革や累次の経済対策による政策効果の発現が前提となろう。なお、内閣府試算においても令和2年度の経済の落ち込みは想定されているものの、令和2年8月17日に内閣府が公表した「2020年4～6月期四半期別GDP速報（1次速報値）」では、実質成長率（季節調整値）は前期比▲7.8%（年率換算▲27.8%）と、比較可能な1980年（昭和55年）以降で過去最大の落ち込みであったことに留意する必要がある。

国と地方の長期債務残高が令和2年度末にGDPの2倍超に当たる1,182兆円に達する見込みであるなど、急速に悪化した財政を踏まえると、新型コロナウイルス感染症収束後に向けて、歳出歳入両面からの見直しは避けて通れない。欧州諸国では、すでに新たな財源確保に向けて議論が始まっている。我が国においても、新型コロナウイルス感染症対策

「現行の所得分類による税制上の取扱いの差を解消することが、重要になるものと考えられる」と指摘していた（税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告2」（平29.11.20）12頁）。

³⁶ 「「納税の猶予制度の特例」の適用状況（令和2年4～6月分）」（令2.8.7 付け国税庁報道発表資料）〈<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0020007-131b.pdf>〉によると、特例猶予の令和2年4月30日から6月30日の適用分は95,903件、税額2,617億7,700万円となっている。

³⁷ 民間エコノミストによる試算では、50兆円台前半まで落ち込むとの予想もある（『朝日新聞』（令2.7.4）等）。

³⁸ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、本目標が掲げられた。なお、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、本目標について直接的には触れられなかった。

³⁹ デフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものの。

の財源に係る負担を将来世代に残さないために、例えば、東日本大震災からの復旧・復興のための財源に係る税制措置⁴⁰を参考にした特別税の創設等に関する議論もある。この点、特別税による増税等について、麻生財務大臣は、増税は消費の減退につながることから、今直ちに増税するという考え方はないとの見解を示した⁴¹。現下の深刻な経済情勢に鑑みると、今直ちに増税を行う環境にはないものの、新型コロナウイルス感染症対策の財源となるような税収をいかに確保していくのか、継続的かつ本格的な議論が求められる。

(2) 消費税減税の是非

新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、家計への支援等を目的に消費税の減税を求める声があったものの、緊急経済対策には盛り込まれなかった。その理由として、安倍総理は、消費税は急速に高齢化が進む我が国にあって、全ての世代が安心できる社会保障を構築するために、どうしても必要な財源である旨答弁している⁴²。また、西村内閣府特命担当大臣は、緊急経済対策によって支給されることとなった特別定額給付金も全体で約13兆円の規模となり、消費税でいえば5%分に匹敵し、国民の負担軽減につながっていると述べている⁴³。

消費税収は、全額を社会保障に充てることとされており、我が国における貴重な社会保障財源となっている。仮に消費税の減税を行う場合は、代替財源の検討が必要となるが、他の税目や新税の導入によって消費税と同程度の税収を確保することは容易ではない。今後の消費税減税の是非をめぐる議論に当たっては、減税による消費税収の減少が社会保障財源にもたらす影響について、慎重な検討が求められる。

6. おわりに

これまで行われた緊急経済対策等における税制面での対応は、特例猶予や欠損金の繰戻し還付の特例など、資金繰りに苦しむ事業者、企業等に向けた、緊急かつ必要な措置が中心となっている。新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない中、雇用の維持と事業の継続は変わらず重要な課題であり、これまでの対応を随時見直していく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は税収にも多大な影響を与えている。新型コロナウイルス感染症対策の財源となるような安定的な税収の確保に向けて、より活発な議論がなされることが求められる。

(みながわ じゅんこ)

⁴⁰ 東日本大震災からの復旧・復興のための財源に係る税制措置として、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)により、復興特別所得税及び復興特別法人税が創設された。復興特別所得税は、基準所得税額に対して2.1%の付加税を課すものであり、平成25年1月から令和19年12月までの措置とされている。復興特別法人税は、基準法人税額に対して10%の付加税を課すものであり、当初、平成24年度から平成26年度までの措置とされていたが、平成26年度税制改正によって、1年前倒しの平成25年度で廃止された。

⁴¹ 財務省「麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣記者会見の概要」(令2.7.17)

⁴² 第201回国会参議院決算委員会会議録第1号44頁(令2.4.1)

⁴³ 第201回国会閉会后参議院決算委員会会議録第1号(令2.6.22)